

改正概要説明書

国名：カナダ

法令名：特許法

改正情報：2017年10月13日版（2017年9月21日改正）

改正概要：

1. 特許庁職員等の取扱禁止行為の追加

・特許庁の職員・従業者が禁止されている行為について、補充的保護証明書又はその証明書に関する権利の取引等を追加した（第7条(1)）。

2. 秘匿特権に関する規定の新設

・弁護士と依頼人との間の通信について秘匿特権を認める要件及びその例外、特許代理人と外国の依頼人との通信の取扱い及び適用対象、並びにこれらの経過措置について新たな規定を設けた（第16.1条）。

3. 国内代理人指定義務規定の廃止

・非居住者又は国内で営業を行っていない出願人の国内代理人指定義務について規定した改正前の条文（改正前第29条）を廃止した。

4. 新特許が発行される場合についての規定の追加

・特許に瑕疵がある場合の新特許又は補正特許の発行について、補充的保護証明書（Certificate of supplementary protection）に記載され、かつ、原特許の存続期間が満了している場合も適用する旨の規定を追加した（第47条(1)）。

5. 裁判で特許が無効とされた場合の手続の廃止

・特許に関する提出書類について誤認を生じさせる目的で不適切な記載をしたとの理由で特許無効判決があった場合、改正前は、特許権者はその判決謄本を特許庁に提出する義務があったが（第53条(3)）、この規定を廃止した。

6. 特許侵害の成否に関する総督の規則制定対象の改正及び追加

・カナダ総督が規則を制定できる事項として、特許関連製品の製造販売等を規制する通知等の書類発行前後による侵害の成否、紛争解決等に関する規定の内容を改正した（第55.2条(c)-(e)）。

・総督は、特許関連製品の製造販売等について侵害の紛争解決、原告適格、訴訟提起の要件、管轄裁判所、訴訟手続、利害関係人の特定等の事項に関して規則を制定できる旨の規定を追加した（第55.2条(f)-(k)）。

7. ライセンシーによる特許侵害訴訟の場合の訴状等送達手続規定の廃止

・特許侵害に対して特許権者が訴訟を提起しない場合、ライセンシーは特許権者をも被告として訴訟を提起できる旨の規定において、被告とされた特許権者に対する訴状等の送

達手段の条文(第 66 条(3))を廃止した。

8. 特許権者による特許権濫用があった場合の申請書等の公告媒体の変更

・特許権者による特許権の濫用があった場合の強制ライセンス設定の申請等について、申請書の公告媒体を、改正前のカナダ特許公報からカナダ知的所有権庁のウェブサイト等に変更した(第 68 条(2)(b))。

9. 補充的保護証明書に関する規定の追加

・特許侵害や虚偽表示等に対する犯罪に関連し、補充的保護証明書により保護されていない物品を特許品として販売した場合を犯罪態様として追加した(第 75 条(1)(c))。

・補充的保護証明書による保護に関連して成立する犯罪として、誤認混同を生じさせる行為や欺瞞的行為等の犯罪構成要件及び刑罰の規定を新設した(第 75 条(2))。

10. 医薬成分の発明に関する補充的保護の規定の新設

・医薬成分の発明について、定義規定、医薬のヒトへの使用及び獣医学的使用の解釈、医薬成分が同一の場合、医薬成分の組合せが同一の場合の取扱い等についての規定を新設した(第 104 条、第 105 条)。

11. 補充的保護証明書に関連する規定の新設

・補充的保護証明書による保護に関連し、申請手続、証明書発行、申請期間、申請内容、申請認定の要件、販売許可以前に付与された特許に基づく優先権、申請の満了、申請の取下げ、証明書の発行、証明書の内容、補充的保護の範囲、有効性、保護期間、証明書の取消、移転、政府による補充的保護証明書の使用、侵害訴訟、無効裁判、権利濫用、その他の一般的通則、関連規則の制定等についての規定を新設した(第 106 条-第 134 条)。

改正内容：

・第 7 条

新規追加の「発明に関する補充的保護」規定に伴う改正。

・第 16.1 条

秘匿特権に関する規定が新設された。

・第 29 条

カナダにて居住又は営業活動を行っていない出願人の代理人指定に関する規定の廃止。

・第 47 条

原特許が補充的保護証明書に記載され、かつ、原特許の存続期間が満了している場合の適用について、規定が追加された(1.1)。

• **第 53 条**

判決謄本の特許庁への提出規定が廃止された(3)。

• **第 55.2 条**

特許侵害の例外について、総督が制定する侵害の有無に関する規則の改正((c)～(e))及び新規規定の追加((f)～(k))。

• **第 66 条**

被告としての特許権者への訴訟請求の送達に関する規定が廃止された(3)。

• **第 68 条**

申請書の公告先を、「カナダ特許公報」から「カナダ知的所有権庁のウェブサイト又はその他の所定の場所」に変更した(2) (b)。

• **第 75 条**

「補充的保護証明書」に関する改正(1) (c)及び規定を新設した (2)。

• **第 104 条～第 134 条**

「発明に関する補充的保護 - 医薬成分」に関する規定を新設した。